

## 会 議 錄

会議名	令和7年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	令和7年11月27日(木) 午後2時30分～午後4時		
開催場所	第二庁舎8階 801会議室		
出席者	委員	保坂正克、益田あゆみ、内倉千明、 小林功、三好雄馬、深澤亘	
	その他	なし	
	事務局	島田泰吉 経済課長 市原一典 産業振興係主事	
傍聴の可否	(可)・不可・(一部不可)	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、 その理由			
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

# 令和7年度 第1回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：令和7年11月27日（木）

午後2時30分～

場 所：第二庁舎8階 801会議室

## 1 開 会

## 2 議 題

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 会議録の取扱いについて
- (3) 令和6年度融資あっせん・実行状況について
- (4) 令和7年度融資あっせん・実行状況について
- (5) 小口事業資金に係る予算の執行状況について
- (6) 経営安定化緊急資金の取扱いについて
- (7) 短期プライムレートの上昇に伴う金利変更の報告及び今後の方針について
- (8) その他

## 3 閉 会

### 配布資料

- 資料(1) 条例・規則（抜粋）
- 資料(2) 会議録の取扱い
- 資料(3)-1 令和6年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果集計（月別）
- 資料(3)-2 令和6年度小口事業資金融資あっせん申込集計（項目別）
- 資料(4)-1 令和7年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果集計（月別）
- 資料(4)-2 令和7年度小口事業資金融資あっせん申込集計（項目別）
- 資料(5)-1 小口事業資金に係る予算の執行状況について（保証料）
- 資料(5)-2 小口事業資金に係る予算の執行状況について（利子補給金）
- 資料(6)-1 令和8年度の緊急資金について
- 資料(6)-2 緊急資金申込・実行状況について
- 資料(7) 小口融資の貸付金利の変更について

## 1 開会

経済課長が開会の宣言を行った。

本日、委員全員の出席を得ている。小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、令和7年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告し、新委員・事務局員を紹介した後、議事進行を会長にお願いした。

## 2 議事

### (1) 会長及び副会長の選出について

当該職の選出にあたり、経済課長が議事の進行を行い、小金井市小口事業資金融資あっせん条例第7条第6項の規定により、保坂委員を会長に、益田委員を副会長に推薦する意見が出され、出席委員全員が賛成し決定した。以降の議事進行を会長が行うこととなった。

### (2) 会議録の取扱いについて

事務局： 資料2をもとに会議内容の記録方法と率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のため、発言者名の省略ができるることについて説明し、本期の取扱いについて諮詢した。従前どおり、会議内容の要点記録とし、発言者名の記載を省略する形式とすることとなった。

### (3) 令和6年度融資あっせん・実行状況について

### (4) 令和7年度融資あっせん・実行状況について

### (5) 小口事業資金に係る予算の執行状況について

### (6) 経営安定化緊急資金の取扱いについて

### (7) 短期プライムレートの上昇に伴う金利変更の報告及び今後の方針について

### (8) その他

事務局： 資料(3)-1、(3)-2、(4)-1、(4)-2をもとに、令和6年度及び令和7年度（令和7年10月末日現在）の状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数と実行件数の報告を行った。

資料(5)-1、(5)-2をもとに予算の執行状況について説明を行った。

資料(6)-1、(6)-2をもとに経営安定化緊急資金融資あっせん制度について説明し、制度の1年間延長を検討したい旨の提案を行った。

同議題は上程のとおり認めることとなった。

資料7をもとに小口事業資金融資あっせん制度における指定金融機関の短期プライムレートが上昇したことに伴い、令和7年3月3日付けて利率が変更され、上昇分については、審議会での意見等を参考とした上で、市が負担することとした旨を報告した。また、今後金利上昇した際の対応について意見を伺った。今後の対応として、社会情勢や審議会での意見等を参考とし、調整することとした。

質疑応答は以下の通り。

<議題（3）（4）令和6年度・令和7年度融資あっせん・実行状況について及び  
議題（5）小口事業資金に係る予算の執行状況について>

委 員：資料(4)-1 下段のあっせん結果にある「未回答」の内容について伺う。

事務局：指定金融機関へ融資のあっせんを行ったが、未だ同金融機関から融資実行結果の回答のないものを未回答としている。これはあっせんから融資が実行されるまで審議に時間が一定かかることからこのような状況となっている。

委 員：資料(4)-1 の資料を見ると4月分の申請も未回答のものがあるので、こうしたケースはどのように対応しているのか？

事務局：指定金融機関から回答がない以上、こちらから処理をすることは難しいが定期的に確認作業は行っている。その中で一定期間を過ぎたものについては辞退として処理している。

委 員：小金井市は融資制度の金利を変動金利で設定しているが、近隣市の状況等をみると固定金利を設定しているところもある。これを踏まえると、変動金利に対してのリスクについて、利用者の感度が高まっていると思われるが、今後も引き続き変動金利で運用すると考えているのか。

事務局：東京都の中で見ると、変動としているところもあれば、固定のところもある。ご意見として受け止めたい。

委 員：借入で初めての利用者が増えているという説明があったが、これは例えば開業した方が増えたといったことなのか、その詳細を伺いたい。

事務局：開業資金の件数は直近5年間を見てもそれほど大きな差はない。ここ最近は運転資金の申し込みの割合が年々高まっていることから、初めて運転資金を申し込みされた方が増えているという状況である。

委 員：借入回数の話で併せて伺いたいが、資料では6回目以上でまとめられているが、多い方だとどれくらい利用されているか。

事務局：利用回数でいえば10回程度の方がいることは把握している。

委 員：融資の相談を受けた際に小金井市内で事業を営んでいるが、住まいは市内でも近隣市でもない方がいた。自治体ごとに融資制度の利用条件が異なっていることもあり、その方は小金井市でもお住いの自治体でも融資を利用できない状況であった。そういう方も含めて利用条件を考慮いただけとありがたい。

事務局：現状市の制度では、市内事業者の法人であれば制度の利用が可能であるため、該当の方はおそらく個人事業主であると思われる。ご意見として受け止めさせていただきたい。運用においては、法人で登記上の住所が小金井市でも法人市民税の納付がない場合はお断りさせていただいている。市税等との兼ね合いも踏まえた上で対応を考えていきたい。

#### <議題（6）経営安定化緊急資金の取扱いについて>

委 員：金額やメニューを増やすといった考え方もあるが、緊急資金について今後も継続する方針は賛成であり、ますます発展させていくべきものであると考えている。

事務局：ありがとうございます。

委 員：事務局に1年延長する、やめないと理由について確認のために伺いたい。

事務局：まず新型コロナウイルスの緊急資金を令和6年6月に終了したという経過があつて、令和7年度の動向を注視していたが、結果として、従来の経営安定化緊急資金の件数よりも増加することとなった。こうした状況から同緊急資金の需要が高まっていると判断したことが延長の理由である。

<議題（7）短期プライムレートの上昇に伴う金利変更の報告及び今後の方針について>

委員：前回の金利上昇の際は上昇分を市の負担としているが、今後金利が上昇した際に借受人（利用者）の負担とすることも考えているのか？

事務局：融資の利用状況、社会情勢や皆様の意見等を参考にさせていただき、事業者の負担を据え置きにした経過がある。今後についてもそのような考え方を参考に検討していきたいと考えている。

委員：低金利がずっと続いて、急に金利が上がって皆さんびっくりしている。通常であれば、金利は上下するというものではあるが、慣れていない、急激な対応ができない中小事業者のために、ある程度の上昇負担分の抑制をどこまでやるかは当然、それぞれのご意見、立場があるとは思う。そのような中で、審議していただけるというのはありがたいと考えている。

事務局：ありがとうございます。

委員：金利だけでなく、物価・人件費すべてが上昇している中で、やはり金利もそこに基づいて引っ張っていくというのが、社会の流れとして仕方ないと考えている方も結構ご理解いただいている部分ではあるかなと業務の中で感じている。また今後どれだけ上がっていくかは何とも言えないところだが、昨今の中では、市で負担していただいたというのは、大きなところであると考えている。

事務局：確かに今お話のあったとおり、政策金利がどれぐらい上昇するかというのは未知なところである。我々もメディアで報道されるような、金融政策決定会合を注視しながら、状況を確認しているところである。市の予算の側面、事業者支援の側面、社会情勢なども含めて今後について考えていきたいと考えている。

委 員：物価上昇しているが、ものの値段が上昇している中で融資の限度額を引き上げることは考えているか。

事務局：地域の実情に応じた金額として、今後研究していきたい。

委 員：物価上昇の話題に付随して伺うが、設備資金における車両購入で車両本体価格が300万円以内という要件があるが、新車で購入するとなると300万以上となるのは今の状況だとかなりのケースがあるが、この点はどう考えているか。

事務局：車両に関しては当然事業用で使うものに融資をあっせんすることになるが、低金利であるという理由から、事業用としては少し高級な車両を提出される方もいるため、本体価格300万円までという要件を設定している。

また、300万を超えたからといって、あっせんができないというわけではない。300万円を超えている場合は、その理由や事業用途、車庫証明等を別途資料で提出するよう依頼している。

### 3 閉会

# 小金井市小口事業資金融資審議会委員名簿

令和7年11月27日現在

(委 員)

選出区分		氏 名	職 名
1号委員	学識経験者	保坂正克	税理士
1号委員	学識経験者	益田あゆみ	税理士
1号委員	学識経験者	内倉千明	小金井市 商工会 係長
1号委員	学識経験者	小林功	小金井・国分寺国立 民主商工会 事務局長
2号委員	特定金融機関を代表する者	三好雄馬	多摩信用金庫 小金井支店 お客様サービス課 課長
3号委員	商工担当部長	深澤亘	小金井市 市民部長

(事 務 局)

島田泰吉	小金井市市民部	経済課長	
田中達也		産業振興係長	
市原一典		産業振興係主事	

# 資料(1)

## 小金井市小口事業資金融資あっせん条例 (抜粋)

平成 11 年 6 月 28 日

条例第 25 号改正

(審議会)

**第 7 条** 融資あっせんに関する重要事項を審議するため、市長の附属機関として小金井市小口事業資金融資審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員 6 人をもって組織する。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。
  - (1) 学識経験者 4 人
  - (2) 特定金融機関を代表する者 1 人
  - (3) 商工担当の部長 1 人
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。
- 6 審議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 9 審議会に、特別の事項について審議するため、臨時に委員を置くことができる。
- 10 前項に定める臨時の委員は、市長が任命又は委嘱する。
- 11 審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めるものを除くほか、会長が別に定める。

## 小金井市小口事業資金融資あっせん条例施行規則 (抜粋)

平成 11 年 6 月 28 日

規則第 30 号

(審議会の招集等)

**第 5 条** 審議会は、必要の都度会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員全員の一致によって決する。
- 4 臨時委員は、議決権のみを有し、開議のための定足数に算入されず、また、会長及び副会長の選任権をも有しない。
- 5 審議会の庶務は、商工担当課において処理する。

# 資料(2)

## 会議録の取扱いについて

### 1 会議録の取扱い根拠について

小金井市市民参加条例（条例第27号平成16年4月1日施行）第7条第1号で規定されています。

市は、市民参加と協働の前提となる情報公開について、その手段の拡充を図らなければならぬこととし、市民との情報の共有を図るため「会議録の公開」を定めています。

（情報公開手段の拡充）

**第7条** 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

- (1) 会議録の公開
- (2) 広報紙等の拡充
- (3) 情報公開施設の拡充
- (4) 通信等情報伝達手段の充実

### 2 会議録作成の基本方針について

小金井市市民参加条例を受けて、小金井市市民参加条例施行規則で定めています。

（会議録作成の基本方針）

**第5条** 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

（会議録の記載事項）

**第6条** 会議録（様式）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1)会議の名称（附属機関等名）
- (2)事務局（担当課）
- (3)開催日時
- (4)開催場所
- (5)出席者
- (6)傍聴の可否
- (7)傍聴者数
- (8)傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9)会議次第
- (10)会議結果
- (11)発言内容・発言者名
- (12)提出資料
- (13)その他必要な事項

**2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。**

### 3 会議録の公開方法について

小金井市市民参加条例施行規則で規定しており、情報公開コーナー、議会図書室、図書館本館に設置するほか、市ホームページに掲載しています。

(会議録の公開の方法)

第7条 条例第7条第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

### 4 前期の会議録の取扱いについて

#### (1) 作成方法

会議内容の要点記録とし、発言者名の記載を省略する形式を取りました。

#### (2) 内容確認

会議録案を全ての委員に郵送し、修正・加筆していただき了解を得たうえで、上記の公開方法により公開しました。

# 資料(3)-1

## 令和6年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果 集計(月別)

令和6年度申込実績

(金額:万円)

月・区分 資金種別	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額											
A 運転資金	2	900	5	1,850	5	1,450	9	3,800	4	1,160	8	3,100	5	2,050	9	2,150	9	2,515	2	800	13	5,050	9	3,350	80	28,175	
B 設備資金	3	736			1	207	2	490			2	470	1	285	2	289			3	1,720					14	4,197	
C 特別設備資金																									0	0	
D 開業資金					2	700										2	800	1	500					1	200	6	2,200
E 商店街等振興資金																									0	0	
H 経営安定化緊急資金									1	300									2	400					3	700	
J 運転資金に係る 借換資金			1	450	1	400										1	600	1	600					1	600	5	2,650
K 設備資金に係る 借換資金																									0	0	
L 新型コロナウイルス感 染症対策緊急資金	1	200	4	780	12	3,130																			17	4,110	
合 計	6	1,836	10	3,080	21	5,887	11	4,290	5	1,460	10	3,570	6	2,335	14	3,839	13	4,015	5	2,520	13	5,050	11	4,150	125	42,032	

令和6年度あっせん結果

あ っ せ ん 結 果	融資実行																											
	減額実行を含む		5	1,636	10	3,080	21	5,887	11	4,290	4	1,160	6	1,570	4	1,550	13	3,139	12	3,665	4	1,920	12	4,350	11	3,950	113	36,197
	実行率 件数ベース	83.3%		100.0%		100.0%		100.0%		80.0%		60.0%		66.7%		92.9%		92.3%		80.0%		92.3%		100.0%		90.4%		
		89.1%		100.0%		100.0%		100.0%		79.5%		44.0%		66.4%		81.8%		91.3%		76.2%		86.1%		95.2%		86.1%		
	否決								1	300												1	400			2	700	
	辞退		1	200									4	2,000	2	785	1	600	1	200	1	600					10	4,385
	未回答																								0	0		

# 資料(3)－2

令和6年度小口事業資金融資あつせん申込集計(項目別)

## 1 資金種別

	金額:万円	
区分	件数	金額
A 運転資金	80	28,175
B 設備資金	14	4,197
C 特別設備資金		
D 開業資金	6	2,200
E 商店街等振興資金		
H 経営安定化緊急資金	3	700
J 運転資金に係る借換資金	5	2,650
K 設備資金に係る借換資金		
L 新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	17	4,110
合計	125	42,032

## 2 業種別

	金額:万円	
区分	件数	金額
1 建設業	18	6,819
2 製造業	6	2,180
3 運輸・通信業	3	880
4 卸売業	11	5,700
5 小売業	11	3,250
6 飲食業	11	2,700
7 不動産業	11	3,383
8 サービス業	52	16,820
9 その他	2	300
合計	125	42,032

## 3 経営組織別

	金額:万円	
区分	件数	金額
1 個人	47	12,652
2 有限会社	16	5,400
3 株式会社	51	20,200
4 特定非営利活動法人	2	1,100
5 合同会社	8	2,180
6 その他	1	500
合計	125	42,032

## 4 借入履歴別

	金額:万円	
区分	件数	金額
1 初	80	26,863
2 2回目	13	4,300
3 3回目	13	4,330
4 4回目	6	1,650
5 5回目	4	1,489
6 6回目以上	9	3,400
合計	125	42,032

## 5 代表者住所・事業所地別

		小金井市 件数	市外 件数	合計 件数
A 運転資金	代表者住所	64	16	80
	事業所地	74	6	80
B 設備資金	代表者住所	12	2	14
	事業所地	14		14
C 特別設備資金	代表者住所			0
	事業所地			0
D 開業資金	代表者住所	5	1	6
	事業所地	6		6
E 商店街等振興資金	代表者住所			0
	事業所地			0
H 経営安定化緊急資金	代表者住所	3		3
	事業所地	3		3
J 運転資金に係る借換資金	代表者住所	4	1	5
	事業所地	5		5
K 設備資金に係る借換資金	代表者住所			0
	事業所地			0
L 新型コロナウイルス対策緊急資金	代表者住所	13	4	17
	事業所地	17		17
合計	代表者住所	101	24	125
	事業所地	119	6	125

# 資料(4)-1

## 令和7年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果 集計(月別)

令和7年度申込実績

(金額:万円)

資金種別	月・区分	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額											
A 運転資金		5	2,280	12	4,350	15	5,500	12	4,750	9	2,450	9	4,100	7	1,800												69	25,230
B 設備資金		1	113					1	120	2	720	1	220	1	800												6	1,973
C 特別設備資金																											0	0
D 開業資金		1	500	4	1,100	2	800								1	200											8	2,600
E 商店街等振興資金																											0	0
H 経営安定化緊急資金		1	300	2	180	2	400			1	300	1	300	1	300												8	1,780
J 運転資金に係る 借換資金				1	400																						1	400
K 設備資金に係る 借換資金																											0	0
合 計		8	3,193	19	6,030	19	6,700	13	4,870	12	3,470	11	4,620	10	3,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92	31,983	

令和7年度あっせん結果

あっせん結果	融資実行																											
	減額実行を含む		6	2,480	17	4,580	11	3,500	12	4,670	9	2,300	10	4,000	2	1,100											67	22,630
	実行率	件数ベース		75.0%	89.5%	57.9%	92.3%	75.0%	90.9%	20.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	72.8%		
		金額ベース		77.7%	76.0%	52.2%	95.9%	66.3%	86.6%	35.5%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	70.8%		
	否決		1	600	1	500	5	1,700																		7	2,800	
	辞退					1	300	1	200	1	300															3	800	
	未回答		1	113	1	600	2	1,200			2	770	1	220	8	2,000										15	4,903	

# 資料(4)－2

令和7年度小口事業資金融資あつせん申込集計(項目別)

## 1 資金種別

	金額:万円	
区分	件数	金額
A 運転資金	69	25,230
B 設備資金	6	1,973
C 特別設備資金		
D 開業資金	8	2,600
E 商店街等振興資金		
H 経営安定化緊急資金	8	1,780
J 運転資金に係る借換資金	1	400
K 設備資金に係る借換資金		
合計	92	31,983

## 2 業種別

	金額:万円	
区分	件数	金額
1 建設業	10	3,080
2 製造業	3	1,950
3 運輸・通信業	2	500
4 卸売業	10	4,600
5 小売業	7	1,600
6 飲食業	6	2,100
7 不動産業	13	4,683
8 サービス業	40	13,070
9 その他	1	400
合計	92	31,983

## 3 経営組織別

	金額:万円	
区分	件数	金額
1 個人	19	4,213
2 有限会社	15	4,800
3 株式会社	40	16,080
4 特定非営利活動法人	1	300
5 合同会社	11	4,270
6 その他	6	2,320
合計	92	31,983

## 4 借入履歴別

	金額:万円	
区分	件数	金額
1 初	70	23,853
2 2回目	7	2,950
3 3回目	3	1,000
4 4回目	5	1,380
5 5回目	4	1,900
6 6回目以上	3	900
合計	92	31,983

## 5 代表者住所・事業所地別

		小金井市 件数	市外 件数	合計 件数
	区分			
A	代表者住所	54	15	69
	事業所地	68	1	69
B	代表者住所	6		6
	事業所地	5	1	6
C	代表者住所			0
	事業所地			0
D	代表者住所	7	1	8
	事業所地	8		8
E	代表者住所			0
	事業所地			0
H	代表者住所	8		8
	事業所地	8		8
J	代表者住所	1		1
	事業所地	1		1
K	代表者住所			0
	事業所地			0
L	代表者住所			0
	事業所地			0
合計	代表者住所	76	16	92
	事業所地	90	2	92

※令和7年10月末日現在の数値を表示

※「その他」は、医療法人社団、士業法人である。

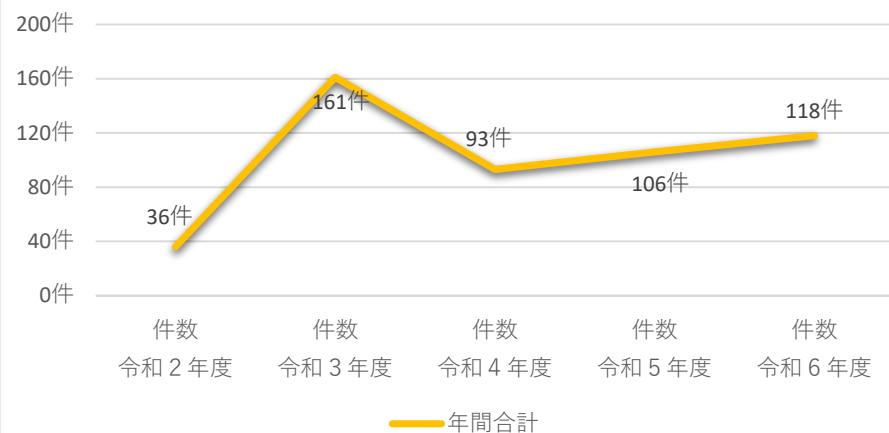
## 小口事業資金に係る予算の執行状況について（保証料）

資料(5)ー1

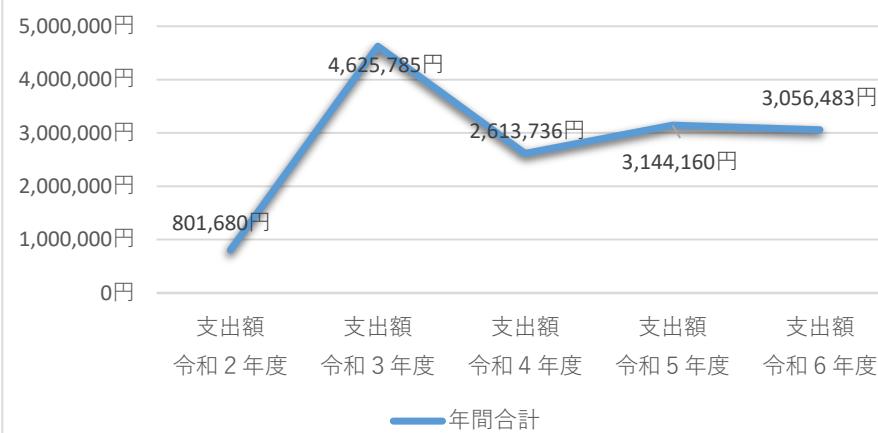
保証料	令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額	件数	支出額
第Ⅰ四半期	17件	375,909円	32件	995,238円	25件	973,433円	28件	895,649円	31件	697,169円	25件	706,180円
第Ⅱ四半期	8件	215,212円	58件	1,463,538円	31件	655,332円	27件	706,773円	35件	839,647円	39件	1,048,387円
第Ⅲ四半期	8件	167,170円	45件	1,381,795円	21件	679,587円	27件	850,831円	25件	493,081円		
第Ⅳ四半期	3件	43,389円	26件	785,214円	16件	305,384円	24件	690,907円	27件	1,026,586円		
年間合計	36件	801,680円	161件	4,625,785円	93件	2,613,736円	106件	3,144,160円	118件	3,056,483円	64件	1,754,567円

予算額		3,430,000円		3,430,000円		3,430,000円		5,607,000円		5,600,000円		4,550,000円
(流用)						1,196,000円						

保証料 年間件数（融資実行件数）



保証料 年間支出額

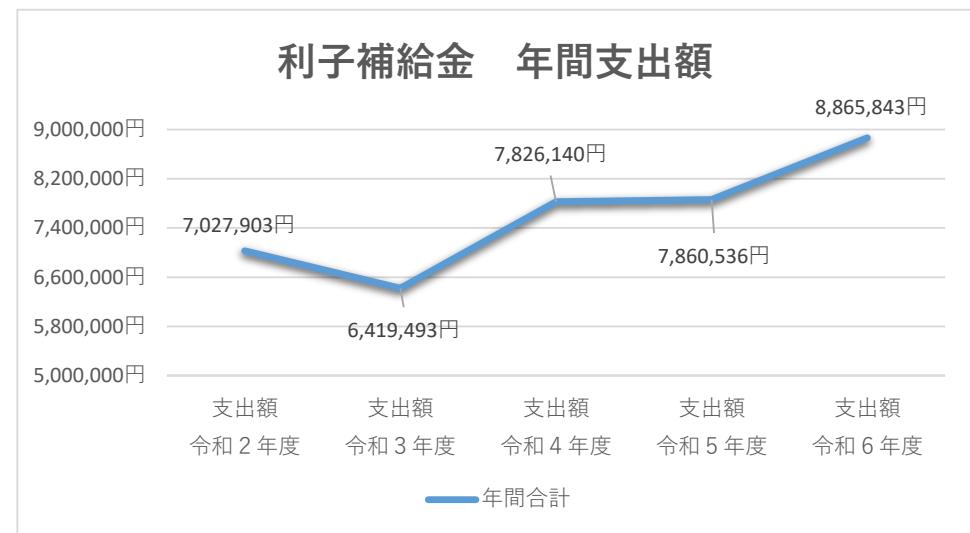
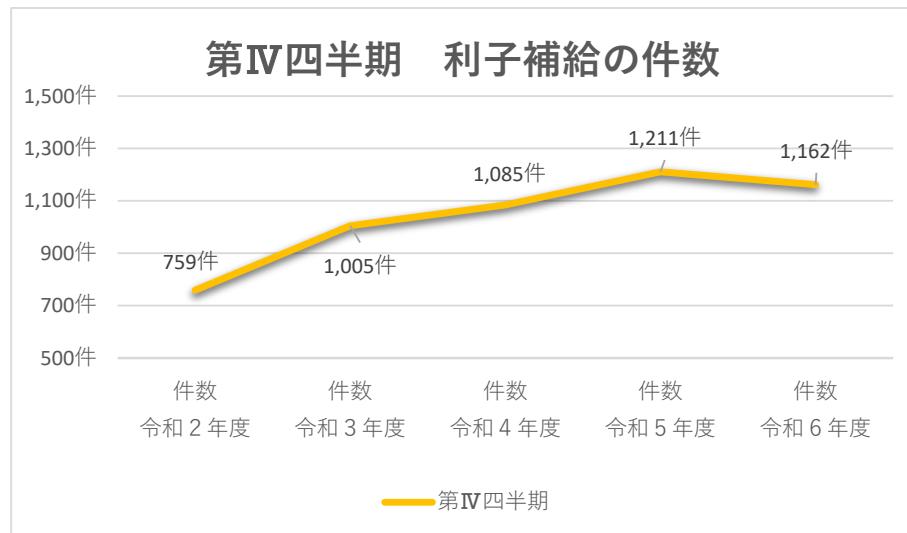


## 小口事業資金に係る予算の執行状況について（利子補給金）

資料(5)-2

利子補給金	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	支出額										
第Ⅰ四半期	1,156件	2,186,088円	726件	1,219,433円	1,031件	1,951,788円	1,102件	1,900,650円	1,219件	2,004,569円	1,153件	2,803,270円
第Ⅱ四半期	1,005件	1,882,799円	825件	1,529,989円	1,054件	1,985,699円	1,128件	1,943,761円	1,238件	2,171,298円	1,194件	2,976,995円
第Ⅲ四半期	860件	1,588,803円	932件	1,771,344円	1,072件	1,990,261円	1,174件	1,977,433円	1,189件	2,310,630円		
第Ⅳ四半期	759件	1,370,213円	1,005件	1,898,727円	1,085件	1,898,392円	1,211件	2,038,692円	1,162件	2,379,346円		
年間合計	3,780件	7,027,903円	3,488件	6,419,493円	4,242件	7,826,140円	4,615件	7,860,536円	4,808件	8,865,843円	2,347件	5,780,265円

予算額		3,430,000円		3,430,000円		9,400,000円		9,400,000円		9,400,000円		10,500,000円
(流用)						-1,196,000円						



## 令和8年度の緊急資金について

### 1 経営安定化緊急資金について

平成11年7月、小金井市小口事業資金融資あっせん条例の全部改正に併せて新設された資金メニューである。小金井市経営安定化緊急資金融資あっせん要綱にて申込資格や期間等を定めて実施。現在、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間において、次の内容で実施している。

#### 【あっせん対象要件】

- (1) 最近3か月又は1年間の売上高が前年同期と比較して3%以上減少していること。
- (2) 倒産した取引先の相手企業に、売掛金等回収困難な債権を有していること。

#### 【緊急資金内容】

申込限度額：300万円	※他の資金の総限度額とは別枠で申請が可能
資金使途：運転資金	
償還期間：3年以内（据置6か月を含む）	

### 2 貸付利率の上限変更

従来の市の貸付利子補給率は、年利1.7%を上限とし、借受人の負担利率の下限を年利0.5%とする中で定める率としていた。しかし、令和7年3月3日の金利上昇に伴い、上昇率分を含めると市の貸付利子補給率が1.7%を超えることとなつたため、上限率を1.7%から2.0%に改正した。

#### 小金井市経営安定化緊急資金融資あっせん要綱

##### (利子補給)

第6条 市の貸付利子補給金の率は、貸付金の年利2.0パーセントを上限とし、借受人の負担利率の下限を年利0.5パーセントとする中で定める率とする。

### 3 令和8年度の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症対策緊急資金の終了の影響から、本緊急資金の申込件数が増加傾向である。引き続き、1年間の申込期限の延長を行い、令和9年3月31日まで実施することとしたい。

## 緊急資金申込・実行状況について

## 資料(6)－2

年度	売上高減少・債権回収困難				新型コロナウイルス感染症対策			
	申込件数	申込融資額	実行件数	実行融資額	申込件数	申込融資額	実行件数	実行融資額
平成19年度	3件	900万円	3件	900万円				
平成20年度	23件	5,970万円	20件	5,170万円				
平成21年度	6件	1,600万円	5件	1,200万円				
平成22年度	9件	2,576万円	6件	1,676万円				
平成23年度	7件	1,950万円	7件	1,650万円				
平成24年度	8件	2,155万円	7件	2,035万円				
平成25年度	5件	1,500万円	5件	1,500万円				
平成26年度	4件	1,170万円	4件	1,170万円				
平成27年度	5件	1,400万円	5件	1,400万円				
平成28年度	3件	800万円	3件	700万円				
平成29年度	6件	1,440万円	4件	990万円				
平成30年度	6件	1,650万円	5件	1,350万円				
平成31年度	2件	600万円	2件	500万円				
令和2年度	0件	0万円	0件	0万円	34件	9,060万円	13件	3,000万円
令和3年度	0件	0万円	0件	0万円	92件	23,590万円	85件	21,390万円
令和4年度	0件	0万円	0件	0万円	38件	9,710万円	26件	6,010万円
令和5年度	1件	300万円	0件	0万円	27件	7,770万円	24件	6,870万円
令和6年度	1件	300万円	0件	0万円	17件	4,110万円	17件	4,110万円
令和7年度	8件	1,780万円	4件	730万円 (内、1件未実行)				

# 資料(7)

## 小口融資の貸付金利の変更について

### 1 貸付金利の変更に関する経過

令和7年1月24日に実施された日本銀行における政策決定会合において、政策金利を0.25%引き上げる追加利上げが決定されたことに伴い、同年3月3日付けて、みずほ銀行の短期プライムレートが0.25%引き上げられ、1.625%から1.875%となった。

本市の小口事業資金融資あっせん制度の貸付金利は、指定金融機関（みずほ銀行小金井支店）が発表する短期プライムレートに0.5パーセントを加えた率としており、名目金利が2.125%から2.375%となった。

### 2 本件の対応と現状について

#### (1) 本件の対応

物価、人件費、エネルギー価格等の高騰やインボイス対応等もあり、市内中小企業者等を取り巻く状況は引き続き厳しい状況と判断。0.25%引き上げ分は市負担分として借受人負担利率を据え置いた。

#### (2) 小口融資における要綱改正等の対応

本件の金利上昇により、緊急資金の実質金利である0.5%を維持するためには、同資金の市利子補給率を1.625%から1.875%にする必要がある。従来の緊急資金は1.7%を上限とすることを定めていることからこれを改正し、上限利率を2.0%とした。（一般資金の上限利率は1.7%、緊急資金の上限利率は2.0%となった。）

### 3 今後の金利上昇時の対応について

社会情勢や審議会での意見等を参考とし、調整していきたい。

### 4 小金井市経営安定化緊急資金融資あっせん要綱

#### (利子補給)

第6条 市の貸付利子補給金の率は、貸付金の年利2.0パーセントを上限とし、借受人の負担利率の下限を年利0.5パーセントとする中で定める率とする。

## 5 金利変動の経過

年 月 日	名目金利% (合計)	利子補給率% (市負担分)	実質金利% (借受人負担分)	備 考	
平成21年1月9日 ↓ 令和6年9月1日	1. 975	1. 175	0. 8		
		1. 475	0. 5	緊急	売上高減少 連鎖倒産防止 狂牛病対策
		1. 0	0. 0	咨	新型コロナ対策
令和6年9月2日 ↓ 令和7年3月2日	2. 125	1. 325	0. 8		
		1. 625	0. 5	緊急	売上高減少 連鎖倒産防止
		1. 0	0. 0	資金	新型コロナ対策
令和7年3月3日 より適用	2. 375	1. 575	0. 8		
		1. 875	0. 5	緊急	売上高減少 連鎖倒産防止
		1. 0	0. 0	資金	新型コロナ対策

(網掛け部分が今回適用される金利となります。)

### 1 名目金利

指定金融機関の短期プライムレート + 0.5% (変動金利とし、短期プライムレート の変動に伴って金利を改定する)

### 2 小金井市小口事業資金融資あっせん条例施行規則 (抜粋)

第4条 条例第6条の規定に基づく市の貸付利子補給金の率は、貸付金の年利1.7パーセントを上限とし、借受人の負担利率の下限を年利0.8パーセントとする中で定める率とする。ただし、緊急融資については別段要綱で定める率とする。